

## 第IX章 6. 年金計画変更

老齢年金または障害年金として給付を受けている場合、年金の受給途中で年間支給回数や支給予定期間・分割取崩割合を変更したり、一時金で受取るよう変更したりすること(「年金計画変更」といいます)は原則としてできません。変更が認められているのは、以下に記載するケースに限定されています。

ここでは、年金計画変更が可能なケースについて説明します。

### (1)年金計画変更を行うことができるケース

#### ①個人別管理資産額が過少となった場合〔過少変更〕(老齢年金・障害年金共通)

老齢年金または障害年金の支給開始後に個人別管理資産額が過少となり、年金支給期間の全期間にわたって年金を受給することが困難になった場合には、全期間にわたって年金を受給することができるよう年金額を変更することが可能です。これを「過少変更」といいます。「過少」とは「個人別管理資産が当初予想額<sup>\*</sup>の2分の1以下になったこと」をいいます。

※当初予想額…当初年金計画に基づいて算出した「過少判定をした年度から最終支払年度までに支払予定の年金額合計」のことです。

#### ②一定期間ごとに年金計画の変更を行う場合〔定期変更〕(障害年金のみ)

障害年金に限り、一定期間ごとに年金計画を変更することが可能です。これを「定期変更」といいます。「一定期間」は5年以上の期間に限られており、各規約で定められています。確定拠出年金規約を確認してください。

#### ③老齢年金受給中に高度障害に該当し、障害年金に変更する場合(老齢年金のみ)

老齢年金を受給している間に高度障害に該当する状態になった場合には、老齢年金を障害年金へ変更することが可能です。(下記④のとおり障害一時金で受取ることも可能です。)

#### ④老齢年金受給中に高度障害に該当し、一時金受取りに変更する場合(老齢年金のみ)

老齢年金を受給している間に高度障害に該当する状態になった場合には、老齢年金を障害一時金で受取ることが可能です。(上記③のとおり障害年金で受取ることも可能です。)

#### ⑤支給開始月から起算して5年以上経過後に一時金受取りに変更する場合〔選択一時金〕(老齢年金・障害年金共通)

老齢年金または障害年金支給開始月から起算して5年以上経過した場合で、確定拠出年金規約で定められている場合に限り、個人別管理資産の残額を一時金で受取ることが可能です。これを「選択一時金」といいます。選択一時金の取扱可否は、規約を確認してください。

### ポイント

年金計画変更は、本人からの申し出に基づいて行います。

**注意**

- ・ 老齢年金受給者および障害年金受給者(掛金の拠出を継続して行っている加入者を除く)の「年金計画変更」の手続きについては、「運用指図者サービス」として、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」で承ります。「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡するよう年金受給者本人へ案内してください。
- ・ 障害年金受給者(掛金の拠出を継続して行っている加入者の場合)の「年金計画変更」の手続きについては、事業主経由で行うこととなります。弊社で手続きのサポートをしますので、該当者が発生した場合は、確定拠出年金管理部事務担当者へ相談してください。

**(2) 個人別管理資産額が過少となった場合〔過少変更〕(老齢年金・障害年金共通)**

① 判定時期

年1回、年金開始応答月の第1営業日にNRKで「過少判定」を行い、判定時点の前月末個人別管理資産額が、当初予想額の2分の1以下になった場合に年金計画の変更ができるものとしています。

② 年金計画変更を行うための条件・注意事項等

- a. 年金計画の変更を行うことができる旨が確定拠出年金規約に定められていること。
- b. 個人別管理資産額が過少となり、年金支給期間の全期間にわたって年金を受給することが困難になったこと。
  - ✖ 年金を全期間にわたって受給できるようにすることが目的であるため、「年金額」「運用商品」の変更のみ可能です。「支給予定期間」「年間支給回数」「支払日」の変更はできません。また、「運用商品」として年金商品を選択することはできません。
- c. 年金商品を保有していないこと。
  - ✖ 年金商品を保有している場合は、「年金支給期間の全期間にわたって年金を受給することが困難になったこと」に該当しないため、変更の対象外となります。
- d. 変更後の年金額※が、年金計画の変更を申し出た日の属する月の前月末日付個人別管理資産額の1/20以上1/2以下であること。
  - ※年金額・・・1年あたりの年金額。年間支給回数が複数回の場合はその合計額。
- e. 残りの支給予定期間が、年金計画変更の裁定請求時点で2年以上あること。
  - ✖ 支給予定期間が2年未満の場合、変更後の年金額が「年金計画の変更を申し出た日の属する月の前月末個人別管理資産額の2分の1以下」に該当しないため年金計画の変更はできません。

f. 老齢年金の場合、過去に年金計画変更の請求をしていないこと。

 老齢年金の場合、年金計画変更は1回に限り可能です。障害年金の場合は、過少と判定された都度可能です。

g. 変更後の年金額は、年金計画変更を申し出た日(弊社が不備のない書類を受付けた日)の属する月の前月末日の個人別管理資産額に基づいて算定されること。

 前月末日の個人別管理資産額について

年金計画の変更を申し出た日の属する月の前月末日の個人別管理資産額には、申出月直前の支給月から申出月までの年金給付の原資が含まれています。従って、全期間にわたって年金が支給できるようにするためには、当該原資を控除して変更後の年金額を算出する必要があります。すなわち、分割取崩型年金給付の年金額算定の基準となる個人別管理資産額は、以下のとおりとなります。

「申出日前月末日付個人別管理資産額 － 申出月直前の支給月から申出月までの年金額の合計額」
--

#### ③ 受給権者へのお知らせ

過少と判定された場合、年金開始応答月の月初に、NRKより「確定拠出年金 年金計画変更可能のお知らせ」を送付し、年金計画の変更が可能である旨を通知します。手続き期限等が記載されています。

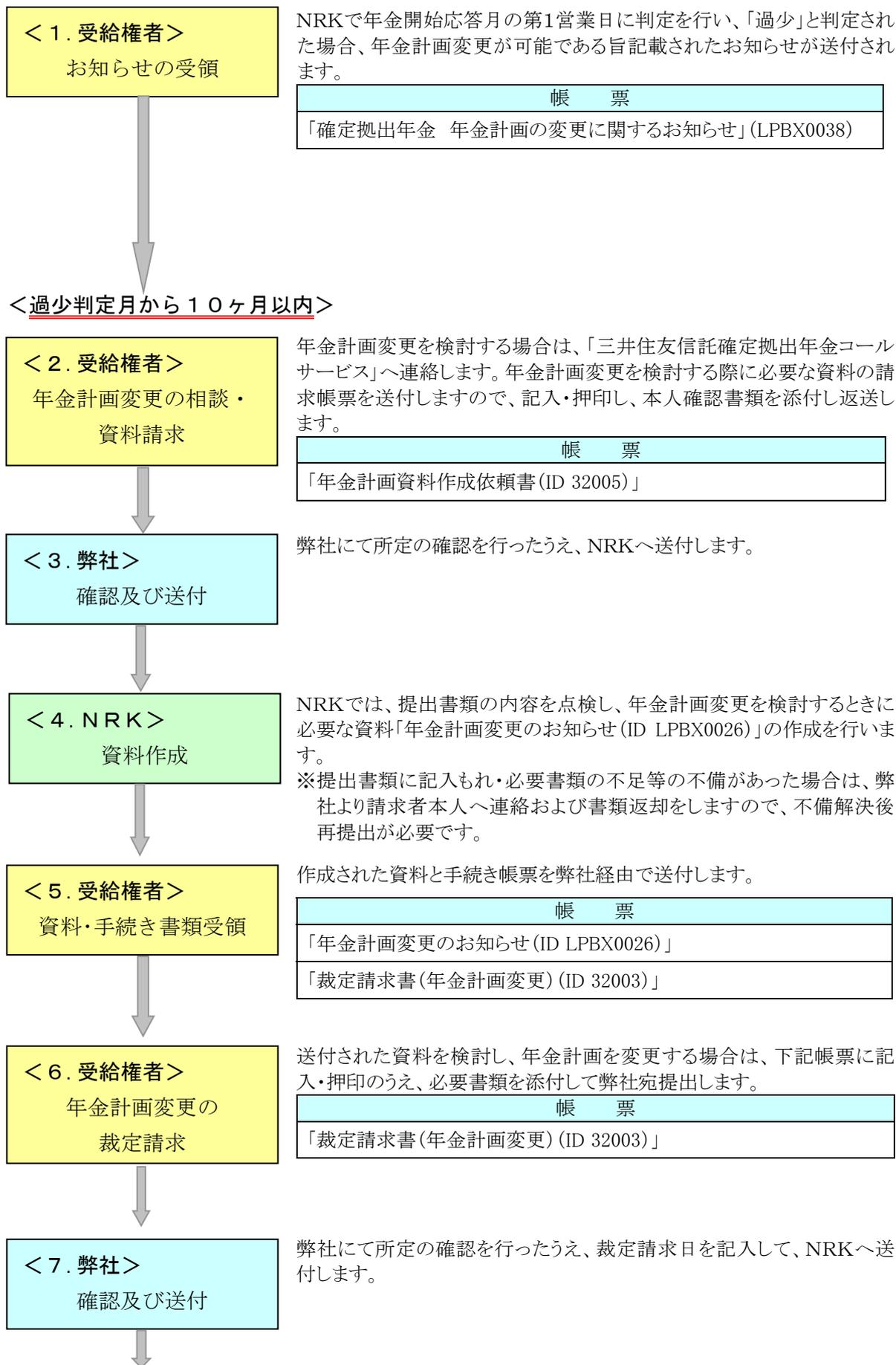
#### ④ 変更可能期限

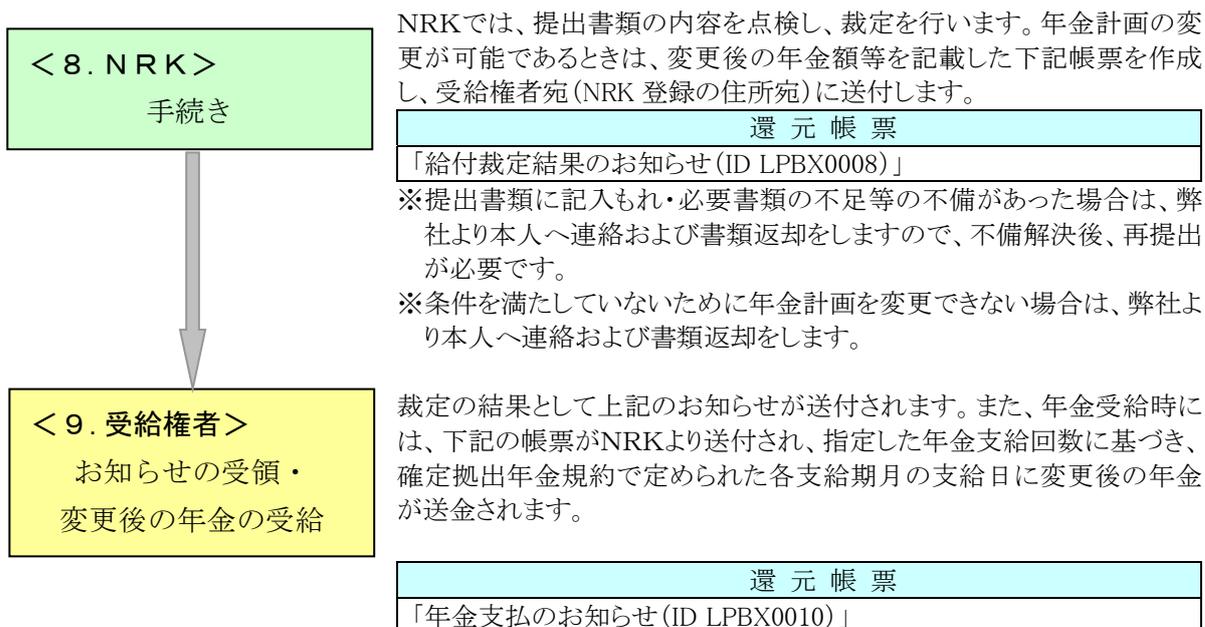
過少と判定された給付年度内に年金計画変更の裁定請求を行う必要があります。そのため、過少判定された月から10ヶ月以内に手続きが必要となります。

 10ヶ月以内に年金計画変更を行わなかった場合、翌年以降の判定において再度「過少」と判定されれば、その給付年度内に手続きが可能です。

#### ⑤ 事務手続きの流れ

「運用指図者サービス」として請求者より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ直接連絡する場合の手続きの流れについて説明します。(事業主経由で書類を提出する場合には、確定拠出年金管理部事務担当者より説明します。)





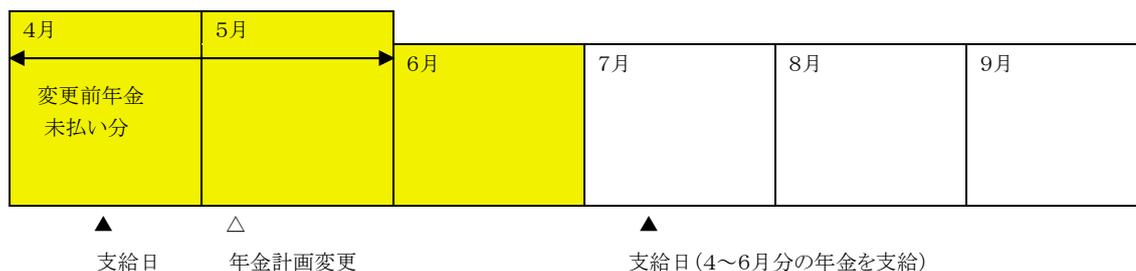
⑥年金計画変更の提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(年金計画変更) (ID 32003)」	年金計画を変更する場合は、必ず提出が必要です。
受給権者の印鑑証明書【原本】	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。
< 障害等によって本人が記入できない場合 > 記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本【原本】 ※ 記入者と請求者の関係によっては、別途書類の提出が必要な場合があります。	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。 ※障害等によって本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入する場合は、記入者との関係を証明する書類が必要です。該当する場合、詳細は弊社より案内します。

⑦変更開始月

変更後の年金額は、年金計画の変更を申し出た日(弊社が不備のない書類を受付た日)の翌月から適用されます。そのため、実際の支給は、年金計画の変更を申し出た日の翌月以後、年金の支給サイクルに応じた最初の支給年月日となります。支給対象期間の途中で年金額の変更を行ったときは、変更月直後の支給日において、変更前の年金と変更後の年金を支給します。(下図参照)

<例> 年4回、1・4・7・11月支給月の場合



(3)一定期間ごとに年金計画の変更を行う場合〔定期変更〕(障害年金のみ)

①年金計画変更を行うための条件・注意事項等

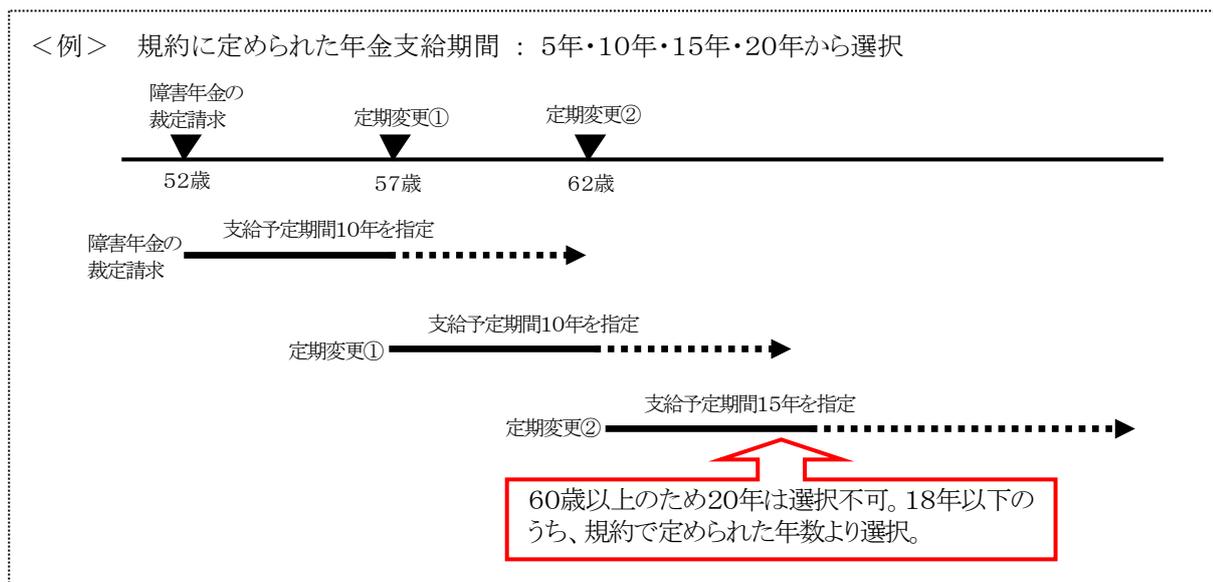
a. 一定期間(5年以上の期間に限る)ごとに年金計画の変更を行うことができる旨、確定拠出年金規約に定められていること。また、変更の申し出が、規約で定められた一定期間ごとであること。

 この一定期間ごとの年金計画の変更では、「年金額」「支給予定期間」「運用商品及び年金商品(終身年金を除く)」の変更を行うことが可能です。「年間支給回数」「支払日」の変更はできません。

b. 「支給予定期間」を変更する場合、受給権者は、規約に定められた支給期間(5～20年の範囲内)で選択すること。

 60歳未満の受給権者が、裁定請求時に20年を超える期間を指定すると、年金額の下限(裁定請求日の前月の末日における個人別管理資産額の20分の1以上)を満たす年金額が設定できませんので、20年以下の支給予定期間を指定する必要があります。

 年金支給開始月が60歳未満の受給権者の場合、上記のとおり5～20年の範囲内で支給期間を選択しますが、年金計画変更後の年金支給開始月が60歳以上となる場合には、60歳以上の支給予定期間が通算で20年以下となるように指定します。



c. 中途解約不可の年金商品(終身年金を除く)を保有していないこと。

 当該請求により新たな年金計画が適用されるため、保有する年金商品(終身年金を除く)はすべて売却することとなります。従って、途中解約が不可である年金商品を保有している場合、年金計画の変更はできません。

 終身年金(保証期間付終身年金を含む)は、変更の対象外となります。そのため、終身年金と有期年金を併給している場合は、有期年金部分のみ年金計画の変更が可能です。

d. 変更後の年金額は、年金計画の変更を申し出た日の属する月の前月末日の個人別管理資産額の1/20以上1/2以下であること。(障害年金の受給権者が加入者である場合、個人別管理資産額には、裁定請求日以後に拋出された掛金が含まれます。)

 年金商品については、年金計画の変更を申し出た日の前月末日付年金商品の資産の1/20以上1/2以下の範囲内で、年金支給期間の全期間にわたって年金が支給できるような年金商品販売会社が年金額を設定します。

e. 変更後の年金額は、年金計画の変更を申し出た日の前月末日の個人別管理資産額に基づいて算定されること。

 前月末日の個人別管理資産額について

年金計画の変更を申し出た日の属する月の前月末日の当該個人別管理資産額には、申出月直前の支給月から申出月までの年金給付の原資が含まれています。従って、全期間にわたって年金が支給できるようにするためには、当該原資を控除して変更後の年金額を算出する必要があります。すなわち、分割取崩型年金給付の年金額算定の基準となる個人別管理資産額は、以下のとおりとなります。

申出日前月末日付個人別管理資産額

－ 申出月直前の支給月から申出月までの年金額の合計額

#### ②受給権者へのお知らせ

変更可能年月の6ヶ月前から6ヶ月後の間の年金給付時にNRKより送付される「年金支払のお知らせ」でお知らせします。「年金支払のお知らせ」の中に、年金計画変更が可能である旨のメッセージ、変更可能月、手続き期限等が記載されます。

※年1回払の場合は、変更可能年月の1年前から6ヵ月後の間の年金支給時にお知らせします。

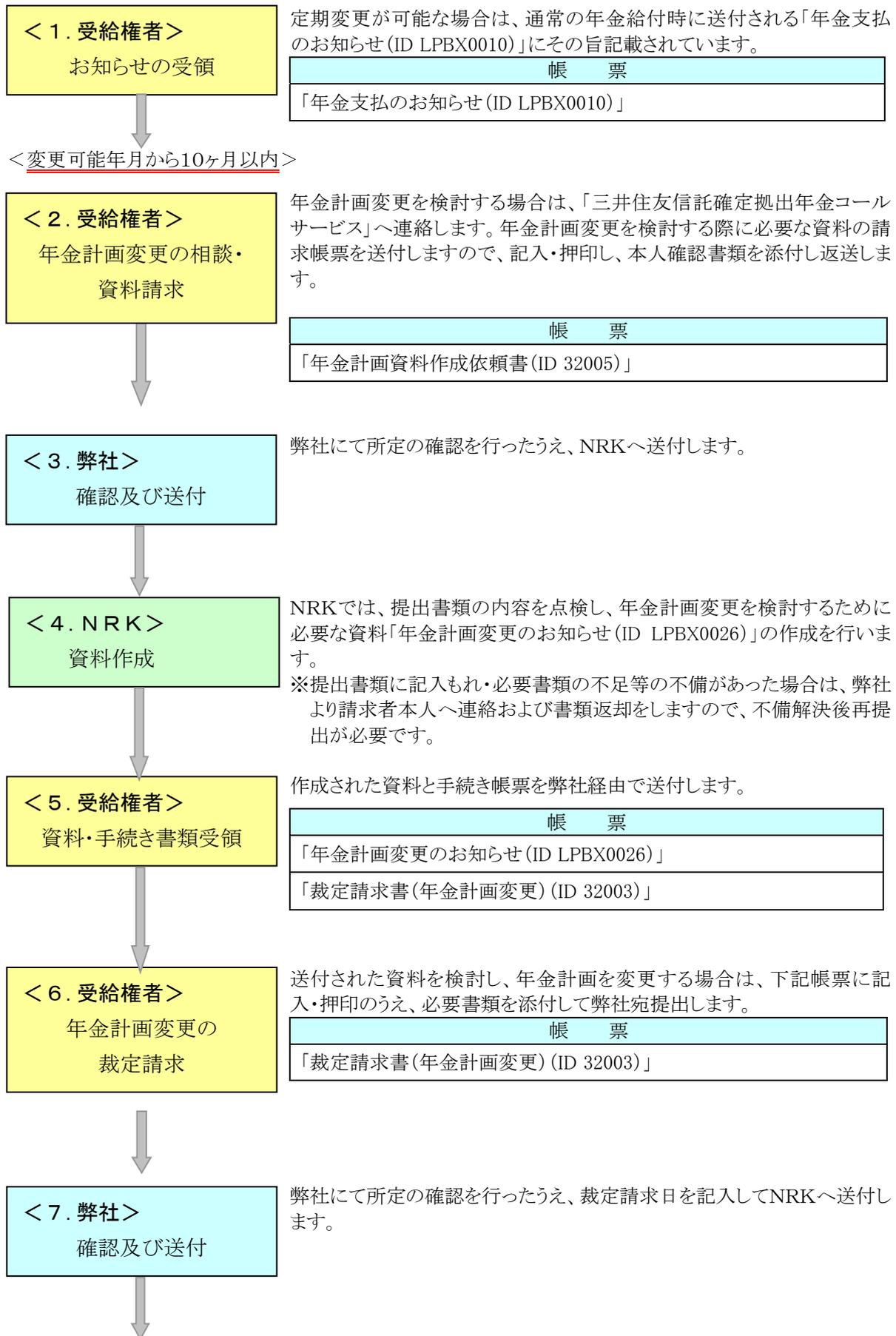
#### ③変更可能期限

変更可能となった給付年度内に年金計画変更の裁定請求を行う必要があります。そのため、変更可能年月から10ヶ月以内に手続きが必要です。

 手続きの期限は「年金支払のお知らせ」に記載されています。

#### ④事務手続きの流れ

「運用指図者サービス」として請求者より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ直接連絡する場合の手続きの流れについて説明します。(事業主経由で書類を提出する場合については、確定拠出年金管理部事務担当者へ問合せください。)



< 8. NRK >  
手続き

NRKでは、提出書類の内容を点検し、裁定を行います。年金計画の変更が可能であるときは、変更後の年金額等を記載した下記帳票を作成し、受給権者宛(登録の住所宛)に送付します。

還元帳票
「給付裁定結果のお知らせ(ID LPBX0008)」

※提出書類に記入もれ・必要書類の不足等の不備があった場合は、弊社より本人へ連絡および書類返却をしますので、不備解決後、再提出が必要です。

※条件を満たしていないために年金計画を変更できない場合は、弊社より本人へ連絡および書類返却をします。

< 9. 請求者 >  
お知らせの受領・  
変更後の年金の受給

裁定の結果として上記のお知らせが送付されます。また、年金受給時には、下記の帳票がNRKより送付され、指定した年金支給回数に基づき、規約で定められた各支給期月の支給日に変更後の年金が送金されます。

還元帳票
「年金支払のお知らせ(ID LPBX0010)」

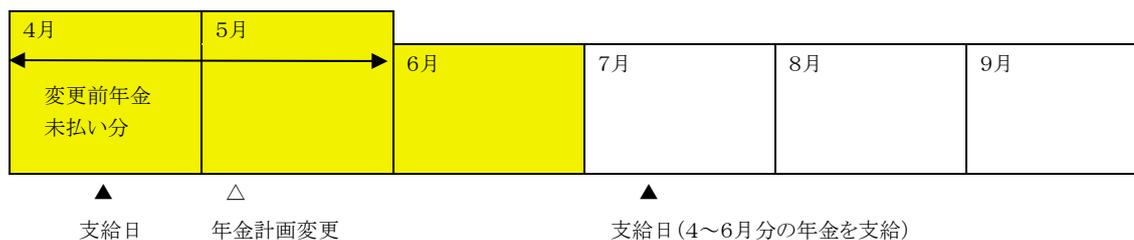
⑤年金計画変更の提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(年金計画変更) (ID 32003)」	年金計画を変更する場合は、必ず提出が必要です。
受給権者の印鑑証明書【原本】	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。
<障害等によって本人が記入できない場合> 記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本【原本】 ※ 記入者と請求者の関係によっては、別途書類の提出が必要な場合があります。	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。 ※障害等によって本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入する場合は、記入者との関係を証明する書類が必要です。該当する場合、詳細は弊社より案内します。

⑥変更開始月

変更後の年金は、年金計画の変更を申し出た日(弊社が不備のない書類を受付た日)の翌月から適用されます。このため、実際の支給は、年金計画の変更を申し出た日の翌月以後、年金の支給サイクルに応じた最初の支給年月日となります。支給対象期間の途中で変更を行ったときは、変更月直後の支給日において、変更前の年金と変更後の年金を支給します。(下図参照)

<例> 年4回、1・4・7・11月支給月の場合



**(4) 老齢年金受給中に高度障害に該当し、障害年金に変更する場合(老齢年金のみ)**

①年金計画変更を行うための条件・注意事項等

- a. 老齢年金支給開始後に受給権者が高度障害に該当したこと。
- b. (後述する「新たな年金計画を作成」する場合のみ) 中途解約が不可である年金商品を保有していないこと。

 **新たな年金計画を作成する場合、保有する年金商品(終身年金を除く)を全て売却することとなります。従って、中途解約が不可である年金商品を保有しているときは、新たな年金計画の作成はできず、課税区分の変更のみ可能となります。なお、年金商品の中途解約にあたっては、保証期間のあるものなどは、著しく減価するものもありますのでご注意ください。**

②障害年金へ変更する2つの方法

障害年金の裁定請求を行う場合、以下の2つの取扱いが可能です。

a. 新たな年金計画を作成

障害年金としての新たな年金計画を作成します。「支給予定期間」「年金額」「分割取崩型商品及び年金商品(終身年金以外)」の変更が可能です。

また、老齢年金から障害年金に変更されるため課税区分が変更になり、支給される年金は非課税となります。

b. 課税区分の変更のみ

新たな年金計画は作成せず、課税区分のみを変更します。

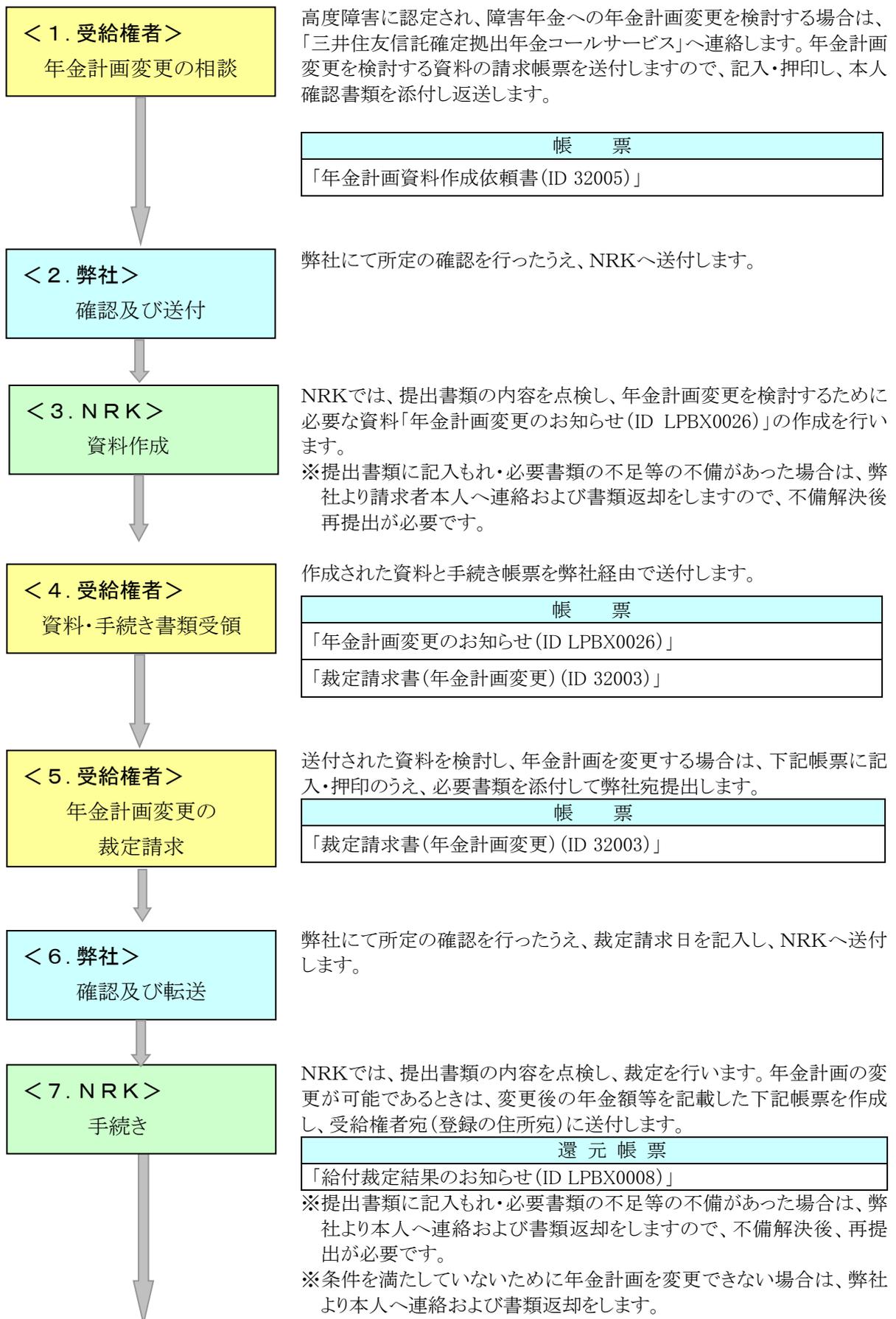
 **いずれの場合も、新たな年金計画は、裁定請求の翌月より適用されます。裁定請求日の当月までの年金は、老齢年金として支給されます。**

③変更可能日

高度障害認定日以降、70歳到達日の前日まで請求可能です。(手続きに時間がかかりますので70歳到達日の3ヶ月前頃までには請求が必要です。)

④事務手続きの流れ

「運用指図者サービス」として請求者より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ直接連絡する場合の手続きの流れについて説明します。(事業主経由で書類を提出する場合については、確定拠出年金管理部事務担当者に問合せください。)



＜ 8. 受給権者＞

お知らせの受領・  
障害年金の受給

裁定の結果として上記のお知らせが送付されます。また、年金受給時には、下記の帳票がNRKより送付され、指定した年金支給回数に基づき、規約で定められた各支給期月の支給日に障害年金として送金されます。

還元帳票
「年金支払のお知らせ (ID LPBX0010)」

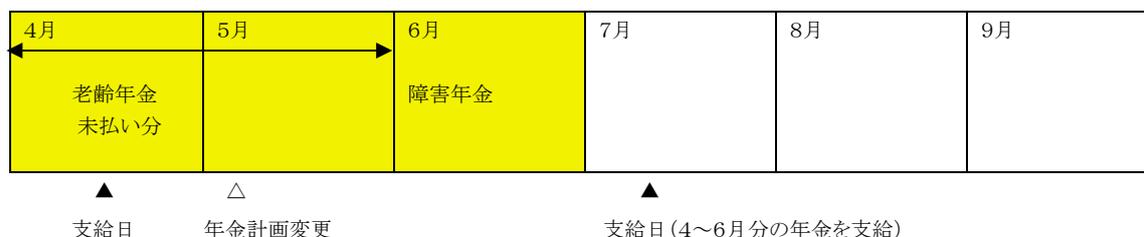
⑤年金計画変更の提出書類

提出書類	注 意 事 項
「裁定請求書(年金計画変更) (ID 32003)」	年金計画を変更する場合は、必ず提出が必要です。
受給権者の印鑑証明書【原本】	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。
高度障害を証する以下のいずれかの書類(写) ・障害年金証書(1～2級) ・身体障害者手帳(1～3級) ・療育手帳(重度以上) ・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)	手帳の場合については、手帳名・交付日・氏名・生年月日・障害の程度が確認できる箇所の写しが必要です。
＜障害等によって本人が記入できない場合＞ 記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本【原本】 ※ 記入者と請求者の関係によっては、別途書類の提出が必要な場合があります。	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。 ※障害等によって本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入する場合は、記入者との関係を証明する書類が必要です。該当する場合、詳細は弊社より案内します。

⑥変更開始月

変更後の年金は、年金計画の変更を申し出た日(弊社が不備のない書類を受付た日)の翌月から適用されます。このため、実際の支給は、年金計画の変更を申し出た日の翌月以後、年金の支給サイクルに応じた最初の支給年月日となります。支給対象期間の途中で変更を行ったときは、変更月直後の支給日において、変更前の年金と変更後の年金を支給します。(下図参照)

＜例＞ 年4回、1・4・7・11月支給月の場合



⑦給付に係る税金

老齢年金から障害年金に変更されるため、課税区分が変更になり、支給される年金は非課税となります。

 障害給付金の支給事由に該当した場合であっても、老齢年金のまま課税区分の変更手続きを行わない場合は、「老齢年金」(雑所得の対象)として支給され続け、給付時には源泉徴収が行われます。課税区分を変更するにはご本人による「年金計画変更」の手続きが必要です。

**(5)老齢年金受給中に高度障害に該当し、障害一時金に変更する場合(老齢年金のみ)**

①年金計画変更を行うための条件・注意事項等

a.老齢年金支給開始後に受給権者が高度障害に該当したこと。

b.確定拠出年金規約で障害給付金の全部を一時金で支給することが定められていること。

 老齢年金は裁定請求当月分まで支給されます。裁定請求の際に未払いの老齢年金がある場合には、老齢年金、障害一時金として別々に支払われます。

c.保有する年金商品の中に中途解約不可の商品が含まれていないこと。

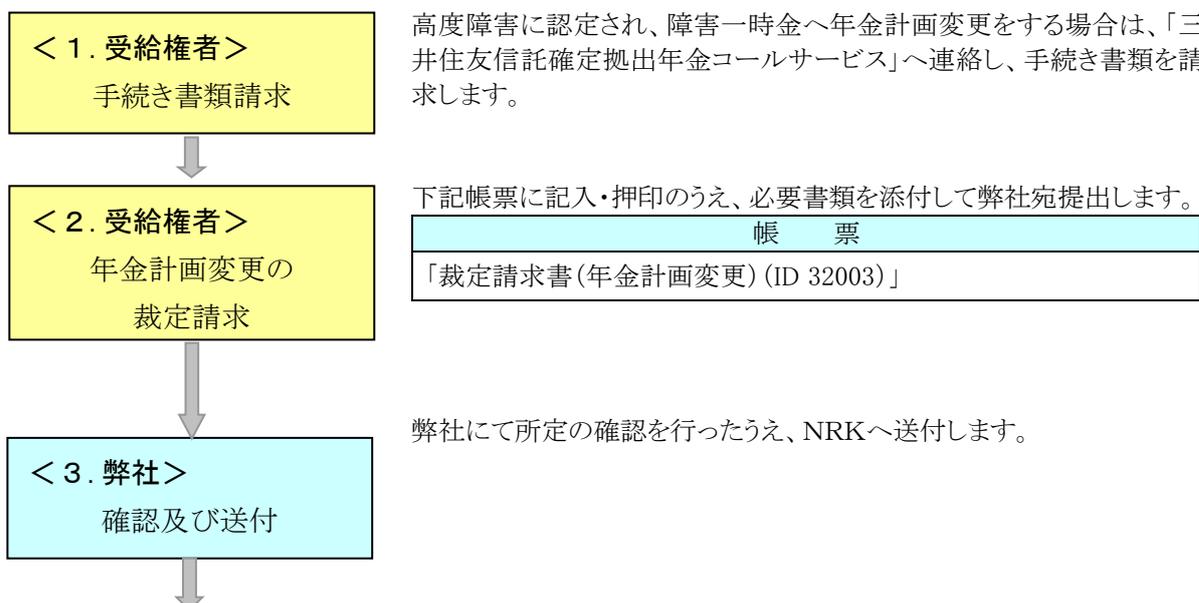
 障害一時金として支給する場合、年金商品を含め、保有する全資産を売却することになります。

②変更可能日

高度障害認定日以降、70歳到達日の前日まで請求可能です。(手続きに時間がかかりますので、70歳到達日の3ヶ月前頃までには請求が必要です。)

③事務手続きの流れ

「運用指図者サービス」として請求者より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ直接連絡する場合の手続きの流れについて説明します。(事業主経由で書類を提出する場合については、確定拠出年金管理部事務担当者に問合せください。)



< 4. NRK >  
手続き

NRKでは、提出書類の内容を点検し、裁定を行います。年金計画の変更が可能であるときは、変更後の年金額等を記載した下記帳票を作成し、受給権者宛(登録の住所宛)に送付します。

還元帳票
「給付金支払のお知らせ (ID LPBX0009)」

※提出書類に記入もれ・必要書類の不足等の不備があった場合は、弊社より本人へ連絡および書類返却をします。不備解決後、再提出が必要です。

※変更のための条件を満たしていないために年金計画を変更できない場合は、弊社より本人へ連絡および書類返却をします。

< 5. 受給権者 >  
お知らせの受領・  
障害一時金の受給

上記のお知らせが送付され、指定した口座に障害一時金が送金されます。

④年金計画変更の提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(年金計画変更) (ID 32003)」	年金計画を変更する場合は、必ず提出が必要です。
受給権者の印鑑証明書【原本】	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。
高度障害を証する以下のいずれかの書類(写) ・障害年金証書(1～2級) ・身体障害者手帳(1～3級) ・療育手帳(重度以上) ・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)	手帳の場合については、手帳名・交付日・氏名・生年月日・障害の程度が確認できる箇所の写しが必要です。
<障害等によって本人が記入できない場合> 記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本【原本】 ※ 記入者と請求者の関係によっては、別途書類の提出が必要な場合があります。	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。 ※障害等によって本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入する場合は、記入者との関係を証明する書類が必要です。該当する場合、詳細は弊社より案内します。

⑤給付に係る税金

障害一時金は非課税となります。

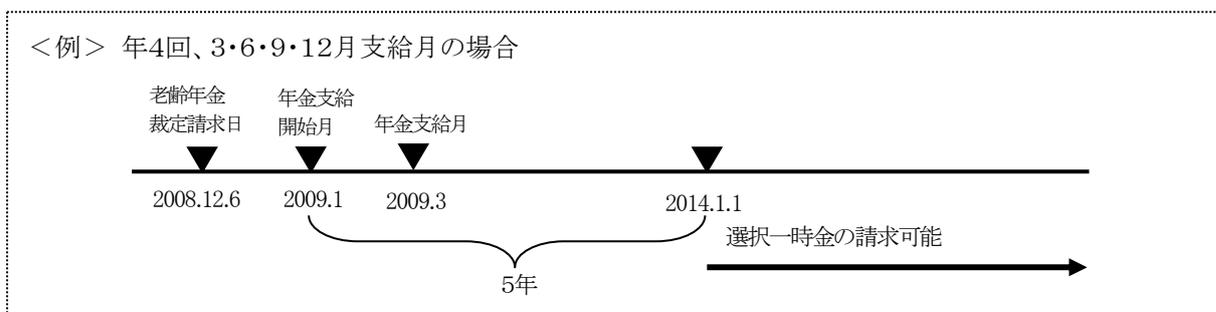
 障害給付金の支給事由に該当した場合であっても、本人が「年金計画変更」の手続きを行わない場合は、「老齢年金」(雑所得の対象)として支給され続け、給付時には源泉徴収が行われます。

(6) 支給開始月から起算して5年以上経過後に一時金受取りに変更する場合〔選択一時金〕(老齢年金・障害年金共通)

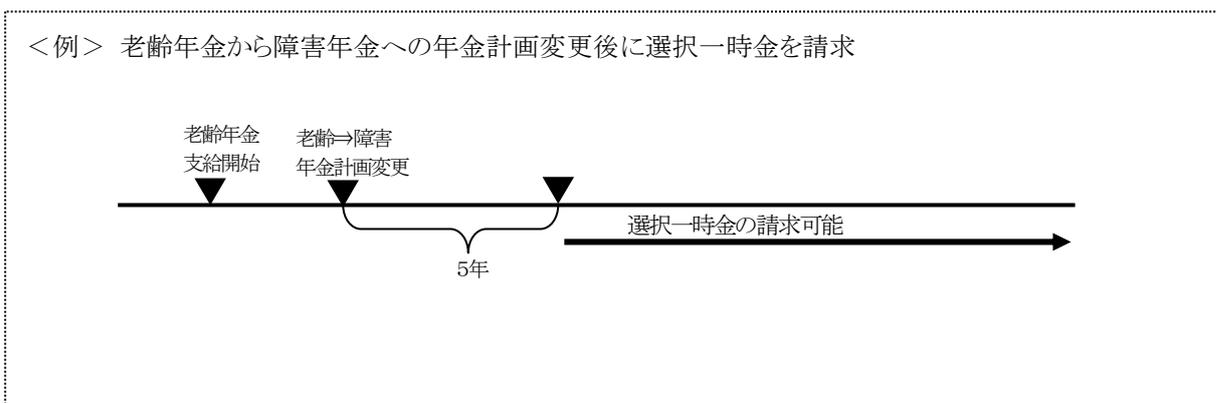
①年金計画変更を行うための条件・注意事項等(老齢年金)

a. 確定拠出年金規約で年金支給開始後の一時金支給が認められていること。

b. 年金支給開始月から起算して5年を経過していること。



 既に老齢年金から障害年金への年金計画変更が行われている場合(前述の「(4)老齢年金受給中に高度障害に該当し、障害年金に変更する場合」)については、変更後5年経過が必要となります。



c. 年金支給開始後の一時金支給を不可としている年金商品を保有していないこと。

 当該商品を保有している場合、請求はできません。

d. 個人別管理資産があること。

②選択一時金の額について

a.年金支給開始後は、個人別管理資産の一部を一時金で支給することはできません。当該請求を行った場合、個人別管理資産の全部を一時金で支給します。

 他の一時金の給付とは異なり、選択一時金が送金されるのは必ず翌月以降となります。

b.終身年金にて受給している場合、請求の時期に応じて以下のとおりとなります。いずれも、商品販売会社が一時金の額を算出します。

ア.保証期間中に請求したとき … 保証期間部分の残存現価

イ.保証期間経過後に請求したとき … 原則として一時金は支給されません。

c.障害年金の受給権者が選択一時金請求の年金計画変更以前に加入者であった場合、当初の障害年金の裁定請求後も掛金が拠出されているため、支給される一時金にはそれらが含まれます。

d.障害年金の受給権者が選択一時金請求の年金計画変更後も加入者である場合、一時金の支給後も引き続き掛金が拠出されますので、後日あらためて裁定請求することになります。

③変更可能日

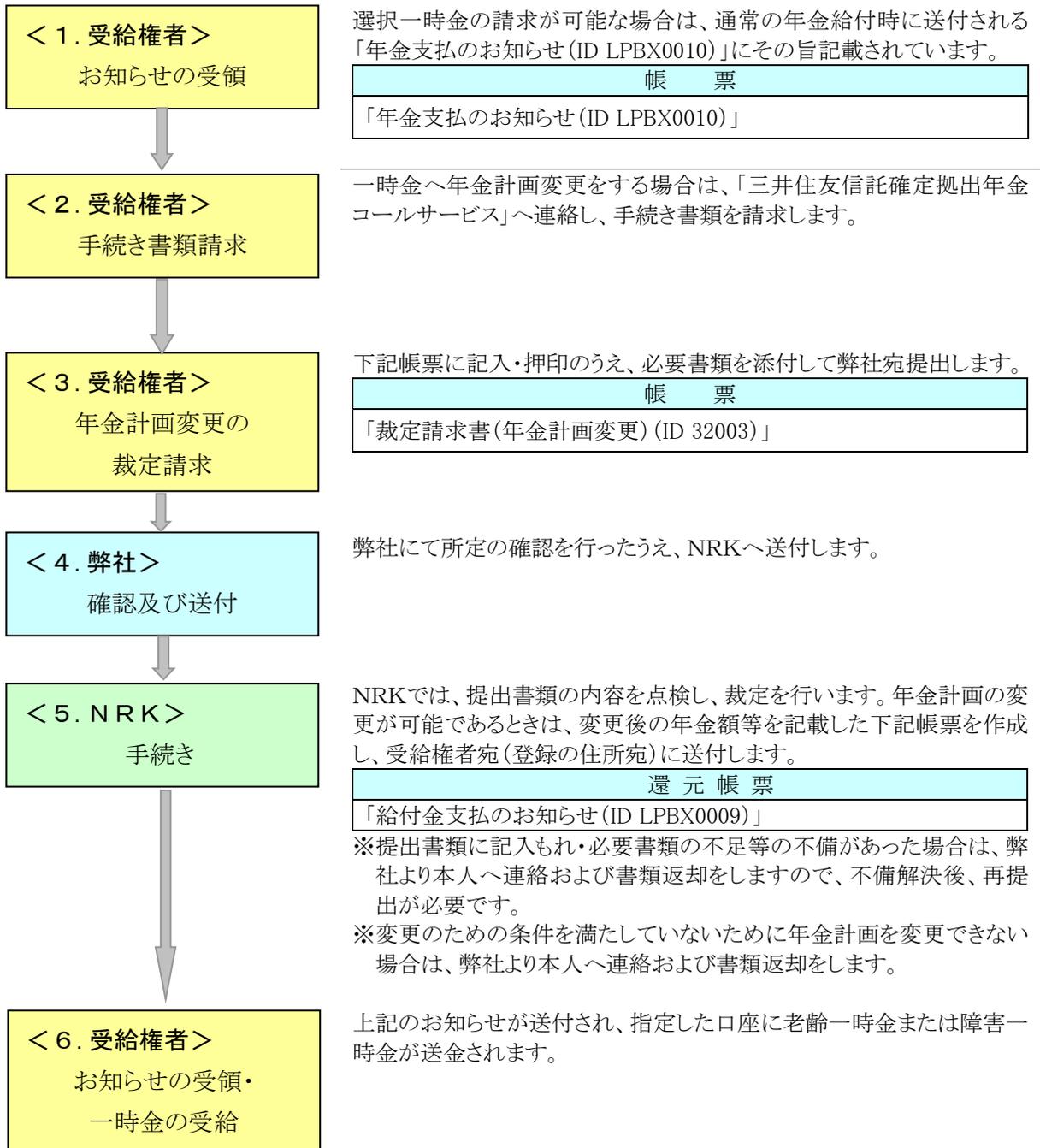
老齢年金・障害年金ともに、5年以上経過した後、年金支給終了月までの間で、一時金で受取ることを希望するときに請求可能です。(手続きに時間がかかりますので、年金支給終了月の3ヶ月前頃までには請求が必要です。)

④受給権者へのお知らせ

選択一時金の請求が可能となる直前および請求可能な期間中は、年金支払の際に送付する「年金支払のお知らせ(ID LPBX0010)」にてその旨お知らせします。「年金支払のお知らせ(ID LPBX0010)」には、年金計画変更が可能であることと、一時金での受給を希望する場合は手続きが必要になるのでお申し出いただきたい旨記載されています。

⑤事務手続きの流れ

「運用指図者サービス」として請求者より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ直接連絡する場合の手続きの流れについて説明します。(事業主経由で書類を提出する場合については、確定拠出年金管理部事務担当者に問合せください。)



第IX章 6. 年金計画変更

⑥年金計画変更の提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(年金計画変更) (ID 32003)」	年金計画を変更する場合は、必ず提出が必要です。
受給権者の印鑑証明書【原本】	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。
<老齢年金選択一時金の場合> 「退職所得の受給に関する申告書(ID32004)」	本書類の提出がないときは、所得税の計算上、退職所得控除が適用されず「老齢一時金額×20%×102.1%(注)」の源泉徴収が行われます。受給権者は必要に応じて確定申告を行うことになります。
<老齢年金選択一時金の場合> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」【コピー可】	確定拠出年金以外で同年および前年以前14年以内に支払われた他の退職手当等がある場合、上記「退職所得の受給に関する申告書」に記載のうえ、提出が必要です。
<障害等によって本人が記入できない場合> 記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本【原本】 ※ 記入者と請求者の関係によっては、別途書類の提出が必要な場合があります。	弊社が不備のない書類を受付した日(裁定請求日)時点で発行日より3ヶ月以内のもの。 ※障害等によって本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入する場合は、記入者との関係を証明する書類が必要です。該当する場合、詳細は弊社よりご案内します。

(注)復興特別所得税として、通常の源泉徴収税額に2.1%を乗じた額が加算されます(平成25年から平成49年までの25年間)

**ポイント**

**最初の給付を老齢年金・一時金併給で裁定請求し、その後選択一時金を請求する場合の留意点**

- ・ 老齢年金選択一時金の裁定請求時において、同年および前年以前14年以内に支払いを受けた他の退職手当等がある場合、最初の裁定請求時にその退職所得の源泉徴収票を提出し、申告書へ記載していたとしても、再度源泉徴収票の提出・申告書記載が必要になります。
- ・ 最初の裁定請求により支給された老齢一時金についても、それが老齢年金選択一時金の裁定請求時において、同年もしくは前年以前14年以内の支払いに該当すれば、その退職所得の源泉徴収票を提出し、申告書へ記載が必要です。

⑦給付に係る税金

a. 老齢年金支給開始後の選択一時金の所得区分は、退職所得となります。

課税年度は、支給日の属する年度となります。

b. 障害年金支給開始後の選択一時金は非課税となります。

**注意**

老齢年金または障害年金の受給開始後に受給権者が死亡した場合で、個人別管理資産の残高があるときは、「死亡一時金」を請求することになります。「第IX章 4. 死亡一時金の裁定請求」を参照してください。